

令和 8 年米子市議会 7 月定例会議案

令和 8 年 7 月 6 日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
6 8	農業委員会委員の任命について	農 林	任期満了によるもの 19人
6 9	専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	道路整備	市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事（その 2）に係る工事請負契約の締結についての議決（令和 7 年 10 月 1 日議決）の一部を変更したもの 処分年月日 令和 8 年 6 月 28 日 変更事項 既存塗膜厚が当初の想定を上回ったことによる塗膜処分量の増大に伴う契約金額の増 「438,368,700円」 ↓（+6,796,900円） 「445,165,600円」
7 0	専決処分について（令和 8 年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第 1 回））	財 政	処分年月日 令和 8 年 5 月 29 日 明細別紙
7 1	米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	防災安全	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、市町村が行う非常勤消防団員等の損害補償のうち葬祭補償に要する経費として消防団員等公務災害補償等共済基金等から市町村に支払われる額について見直しが行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの 〔改正内容〕 非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合において支給する葬祭補償の定額部分の額を、次のとおり改定することとする。 315,000円 → 330,000円 ※改定後の葬祭補償の額 330,000円に補償基礎額の 30 倍に相当

			する金額を加えた金額と補償基礎額の60 倍に相当する額とのいずれか高い額 〔施行期日〕 公布の日 〔参考法令〕 1 消防団員等公務災害補償等責任共済等に 関する法律（昭和31年法律第107号） 2 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準 を定める政令（昭和31年政令第335号） 3 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準 を定める政令の一部を改正する政令（令和 8年政令第179号） 令和8年5月27日公布・施行
7 2	米子市職員等の旅費に関する条 例の一部を改正する条例の制定 について	職 員	国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に準 じ、本市の職員及び当該職員以外の者に支給す る費用弁償及び旅費の額並びにその支給方法に ついて所要の整備を行うため、改正しようとし るもの 〔改正内容〕 1 次の(1)から(3)までのいずれかの運送のみ では旅行することが困難であると旅行命令 権者が認めるときにおける転居費の額は、 現に行った次に掲げる運送に要する額とし て算定した額の合計額とすることとする。 (1) 運送業者が行う家財の運送 (2) 旅行役務提供者が行う家財の運送 (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車等を 利用して行う家財の運送 2 宿泊費基準額を改めることとする。 〔施行期日〕 令和8年9月1日 〔参考法令〕 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正 する省令（令和8年財務省令第3号） 令和8年2月26日制定 令和8年4月1日施行

7 3	米子市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	令和8年4月8日付け人事院規則の一部改正による国家公務員の災害応急作業等手当の額の改定に準じ、本市の職員に支給する災害応急作業等手当の額を改めるため、改正しようとするもの 〔改正内容〕 災害応急作業等手当の額を、次の(1)又は(2)に掲げる作業等に従事した日1日につき、それぞれ(1)又は(2)に定める額に改めることとする。 (1) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 1,440円（現行：1,080円） (2) 重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視及び避難所の運営等の業務、罹災証明書の交付に係る被害状況の調査等 950円（現行：710円） 〔施行期日〕 公布の日 〔参考法令〕 人事院規則9－30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（人事院規則9－30－113） 令和8年4月8日制定・施行
7 4	米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市 民	在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードとを一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書が交付されることとなったことに伴い、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を用いて多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることができることを明示するため、改正しようとするもの 〔改正内容〕 特定在留カード又は特定特別永住者証明書の交付を受けている者は、当該特定在留カード若しくは当該特定特別永住者証明書又は移

			動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備を用いて、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付（コンビニ交付）を受けることができることを明示することとする。 〔施行期日〕 公布の日 〔参考法令〕 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号） 令和6年6月21日公布 令和8年6月14日施行（一部施行日別途）
75	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 税 固定資産税 人権・男女共同参画	令和8年度税制改正等による地方税法の一部改正に伴う所要の整備を行うとともに、本市における「旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する対象地域の固定資産の所有者に対して課する固定資産税の減免制度を廃止するため、改正しようとするもの 〔改正内容〕 1 市民税関係 (1) 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、寄附金税額控除に係る特例控除率に関する規定について、所要の規定の整備を行うこととする。 (2) 公益信託制度の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととする。 (3) 源泉徴収を要しない公的年金等の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、扶養親族等申告書を市長に提出しなければならないこととする。 (4) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限が延長されたことに伴う規定の整理を行うこととする。 (5) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度分（現行：令和20年度分）の個人の市民税まで延長することとする。

- (6) 租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にあるときは、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を適用しないこととする。
- (7) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、他の所得と区分して、100分の3の税率により所得割を課することとする。

2 固定資産税関係

- (1) 固定資産税の免税点について、同一の者の所有に係る資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、家屋にあっては30万円（現行：20万円）に、償却資産にあっては180万円（現行：150万円）に満たない場合とすることとする。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準を、その取得後3年度分の固定資産税に限り、当該再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準となるべき価格に、次のアからクまでに掲げるエネルギー源等の区分に応じそれぞれアからクまでに掲げる割合を乗じて得た額とすることとする。

ア 太陽光（次世代型太陽電池のみを対象とする。） 2分の1

イ 水力（出力5,000キロワット未満） 2分の1

ウ 地熱（出力1,000キロワット以上） 2分の1

エ バイオマス（出力1万キロワット未満） 2分の1

オ 風力（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づくもの） 5分の3

カ 風力（港湾法、地球温暖化対策の推進に関する法律又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づくもの） 3分の2

			キ 地熱（出力1,000キロワット未満） 3分の2 ク 水力（出力5,000キロワット以上） 4分の3 (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に所定の利便性等向上改修工事が行われたものに対して課する固定資産税について、市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する場合における当該割合は、3分の1とすることとする。 (4) 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する対象地域の住民に係る固定資産税の減免に関する規定を削除することとする。 〔施行期日〕 上記2(2)及び(3) 公布の日 上記1(2)から(5)まで 令和9年1月1日 上記2(1) 令和9年4月1日 上記1(1)及び(6) 令和10年1月1日 上記2(4) 令和11年4月1日 上記1(7) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日 〔参考法令〕 1 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号） 令和8年3月31日公布 令和8年4月1日施行（一部施行日別途） 2 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号） 令和6年5月22日公布 令和8年4月1日施行（一部施行日別途） 3 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）
--	--	--	---

			4 旧地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）
7 6	米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	固定資産税 企業立地支援	地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合に、固定資産税の課税の免除及び不均一の課税を受けるための要件として定める計画認定を受けるべき期限を延長するため、改正しようとするもの 〔改正内容〕 地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合に、当該特定業務施設及び当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設について固定資産税の課税の免除及び不均一の課税を受けることができる認定事業者は、令和10年3月31日まで（現行：令和8年3月31日まで）に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた者とする。 〔施行期日〕 公布の日 〔参考法令〕 1 地域再生法（平成17年法律第24号） 2 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第38号） 令和8年3月31日制定 令和8年4月1日施行
7 7	米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	こども政策	国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定が整備され、及び小規模保育事業所A型等における保育士の数の算定その他職員配置に関する規定が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行おうとするもの 〔改正内容〕 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正関係

(1) 特定地域型保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業に限る。）の利用定員は、6人以上19人以下とし、特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、利用定員を定めるものとする。

(2) 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る小学校就学前子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用することができるよう選考するものとする。

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正関係

(1) 満3歳以上限定小規模保育事業者は、保育の内容に関する支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。

(2) 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、小規模保育事業A型の設備及び職員の基準と同様とすることとする。

(3) 小規模保育事業所A型等において、特定理学療法士等を1人に限り、保育士とみなすことができることとする。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型等の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(4) 小規模保育事業所A型等における3歳児の職員配置の見直しに係る経過措置の期限を、令和9年度末までとすることとする。

〔施行期日〕

公布の日

〔参考法令〕

			1 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号） 令和7年4月25日公布 令和7年10月1日施行（この条例による一部改正に係る部分は、令和8年4月1日施行） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号） 3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号） 4 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号） 令和8年2月13日制定 令和8年4月1日施行 5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号） 令和8年3月16日制定 令和8年4月1日施行
78	米子市児童福祉施設条例及び米子市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	こども施設	よなごっこ未来計画（米子市こども計画）に定める公立保育所の方向性により、米子市ねむの木保育園及び米子市西保育園を廃止し、両園を統合した米子市立幼保連携型認定こども園として米子市西こども園を設置するため、改正しようとするもの 〔改正内容〕 1 米子市児童福祉施設条例の一部改正関係 本市が設置する保育所のうち、米子市ねむの木保育園及び米子市西保育園を廃止することとする。 2 米子市立認定こども園条例の一部改正関係 米子市立幼保連携型認定こども園として、米子市西こども園を設置することとする。

			〔施行期日〕 令和9年4月1日																																							
79	米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	上下水道局	地方公営企業の独立採算制の原則に鑑み、公共下水道事業の経営の健全化を図るため、公共下水道の使用料を改定しようとするもの 〔改正内容〕 1 基本使用料及び超過使用料を、次のとおり引き上げることとする。 1 か月当たりの金額（消費税及び地方消費税別） <table><tr><td>使用料区分</td><td>排除汚水量 (m^3)</td><td>現行</td><td>改正後</td><td>引上率</td></tr><tr><td>基本使用料</td><td>～8</td><td>1,270円</td><td>1,460円</td><td>15.0%</td></tr><tr><td rowspan="7">超過使用料 (1 m^3 当たり)</td><td>8～20</td><td>154円</td><td>178円</td><td>15.6%</td></tr><tr><td>20～50</td><td>198円</td><td>230円</td><td>16.2%</td></tr><tr><td>50～100</td><td>258円</td><td>298円</td><td>15.5%</td></tr><tr><td>100～250</td><td>278円</td><td>318円</td><td>14.4%</td></tr><tr><td>250～500</td><td>297円</td><td>340円</td><td>14.5%</td></tr><tr><td>500～1,000</td><td>308円</td><td>351円</td><td>14.0%</td></tr><tr><td>1,000～</td><td>313円</td><td>356円</td><td>13.7%</td></tr></table> 2 温泉汚水及び公衆浴場から排除される汚水に係る使用料を次のとおり引き上げることとする。 1 か月・1 m^3 当たり 88円 → 101円 (14.8%引上げ) 〔施行期日〕 令和9年2月1日	使用料区分	排除汚水量 (m^3)	現行	改正後	引上率	基本使用料	～8	1,270円	1,460円	15.0%	超過使用料 (1 m^3 当たり)	8～20	154円	178円	15.6%	20～50	198円	230円	16.2%	50～100	258円	298円	15.5%	100～250	278円	318円	14.4%	250～500	297円	340円	14.5%	500～1,000	308円	351円	14.0%	1,000～	313円	356円	13.7%
使用料区分	排除汚水量 (m^3)	現行	改正後	引上率																																						
基本使用料	～8	1,270円	1,460円	15.0%																																						
超過使用料 (1 m^3 当たり)	8～20	154円	178円	15.6%																																						
	20～50	198円	230円	16.2%																																						
	50～100	258円	298円	15.5%																																						
	100～250	278円	318円	14.4%																																						
	250～500	297円	340円	14.5%																																						
	500～1,000	308円	351円	14.0%																																						
	1,000～	313円	356円	13.7%																																						
80	米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について	上下水道局	地方公営企業の独立採算制の原則に鑑み、農業集落排水事業の経営の健全化を図るため、農業集落排水施設の使用料を改定しようとするもの 〔改正内容〕 基本使用料及び超過使用料を、次のとおり引き上げることとする。 1 か月当たりの金額（消費税及び地方消費税別） <table><tr><td>使用料区分</td><td>排除汚水量 (m^3)</td><td>現行</td><td>改正後</td><td>引上率</td></tr><tr><td>基本使用料</td><td>～8</td><td>1,270円</td><td>1,460円</td><td>15.0%</td></tr><tr><td rowspan="3">超過使用料</td><td>8～20</td><td>154円</td><td>178円</td><td>15.6%</td></tr><tr><td>20～50</td><td>198円</td><td>230円</td><td>16.2%</td></tr><tr><td>50～100</td><td>258円</td><td>298円</td><td>15.5%</td></tr></table>	使用料区分	排除汚水量 (m^3)	現行	改正後	引上率	基本使用料	～8	1,270円	1,460円	15.0%	超過使用料	8～20	154円	178円	15.6%	20～50	198円	230円	16.2%	50～100	258円	298円	15.5%																
使用料区分	排除汚水量 (m^3)	現行	改正後	引上率																																						
基本使用料	～8	1,270円	1,460円	15.0%																																						
超過使用料	8～20	154円	178円	15.6%																																						
	20～50	198円	230円	16.2%																																						
	50～100	258円	298円	15.5%																																						

			<table><tr><td rowspan="4">(1 m³当たり)</td><td>100～250</td><td>278円</td><td>318円</td><td>14.4%</td></tr><tr><td>250～500</td><td>297円</td><td>340円</td><td>14.5%</td></tr><tr><td>500～1,000</td><td>308円</td><td>351円</td><td>14.0%</td></tr><tr><td>1,000～</td><td>313円</td><td>356円</td><td>13.7%</td></tr></table> 〔施行期日〕 令和9年2月1日	(1 m ³ 当たり)	100～250	278円	318円	14.4%	250～500	297円	340円	14.5%	500～1,000	308円	351円	14.0%	1,000～	313円	356円	13.7%																							
(1 m ³ 当たり)	100～250	278円	318円		14.4%																																						
	250～500	297円	340円		14.5%																																						
	500～1,000	308円	351円		14.0%																																						
	1,000～	313円	356円	13.7%																																							
8 1	令和8年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）	財 政	明細別紙																																								
報告 2	令和7年度米子市繰越明許費繰越計算書について	財 政	令和7年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの <table><tr><td>事 業 名</td><td>翌年度繰越額</td></tr><tr><td>被災者住宅再建等支援事業費</td><td>74,850,000円</td></tr><tr><td>基幹業務再構築事業費</td><td>99,946,000円</td></tr><tr><td>路線再編推進事業費</td><td>34,288,000円</td></tr><tr><td>淀江駅周辺活性化事業費</td><td>68,500,000円</td></tr><tr><td>東山公園駅改修事業費</td><td>15,030,000円</td></tr><tr><td>脱炭素先行地域づくり事業費</td><td>29,820,000円</td></tr><tr><td>物価高騰対策臨時給付金事業費</td><td>167,787,000円</td></tr><tr><td>高齢者施設整備事業費</td><td>11,000,000円</td></tr><tr><td>物価高対応子育て応援手当事業費</td><td>7,250,000円</td></tr><tr><td>生活保護費追加支給事業費</td><td>415,400,000円</td></tr><tr><td>がん検診事業費</td><td>957,000円</td></tr><tr><td>土地改良事業費</td><td>53,500,000円</td></tr><tr><td>国営大山山麓地区土地改良事業費</td><td>1,036,000円</td></tr><tr><td>農村地域防災減災事業費</td><td>35,653,500円</td></tr><tr><td>県営土地改良事業負担金</td><td>32,700,000円</td></tr><tr><td>橋りょう保全対策事業費</td><td>79,834,200円</td></tr><tr><td>水産多面的機能発揮対策事業費</td><td>75,000円</td></tr><tr><td>水産物供給基盤機能保全事業費</td><td>40,376,000円</td></tr><tr><td>物価高騰打破！よなごプレミアムポイント還元事業費</td><td>7,550,000円</td></tr></table>	事 業 名	翌年度繰越額	被災者住宅再建等支援事業費	74,850,000円	基幹業務再構築事業費	99,946,000円	路線再編推進事業費	34,288,000円	淀江駅周辺活性化事業費	68,500,000円	東山公園駅改修事業費	15,030,000円	脱炭素先行地域づくり事業費	29,820,000円	物価高騰対策臨時給付金事業費	167,787,000円	高齢者施設整備事業費	11,000,000円	物価高対応子育て応援手当事業費	7,250,000円	生活保護費追加支給事業費	415,400,000円	がん検診事業費	957,000円	土地改良事業費	53,500,000円	国営大山山麓地区土地改良事業費	1,036,000円	農村地域防災減災事業費	35,653,500円	県営土地改良事業負担金	32,700,000円	橋りょう保全対策事業費	79,834,200円	水産多面的機能発揮対策事業費	75,000円	水産物供給基盤機能保全事業費	40,376,000円	物価高騰打破！よなごプレミアムポイント還元事業費	7,550,000円
事 業 名	翌年度繰越額																																										
被災者住宅再建等支援事業費	74,850,000円																																										
基幹業務再構築事業費	99,946,000円																																										
路線再編推進事業費	34,288,000円																																										
淀江駅周辺活性化事業費	68,500,000円																																										
東山公園駅改修事業費	15,030,000円																																										
脱炭素先行地域づくり事業費	29,820,000円																																										
物価高騰対策臨時給付金事業費	167,787,000円																																										
高齢者施設整備事業費	11,000,000円																																										
物価高対応子育て応援手当事業費	7,250,000円																																										
生活保護費追加支給事業費	415,400,000円																																										
がん検診事業費	957,000円																																										
土地改良事業費	53,500,000円																																										
国営大山山麓地区土地改良事業費	1,036,000円																																										
農村地域防災減災事業費	35,653,500円																																										
県営土地改良事業負担金	32,700,000円																																										
橋りょう保全対策事業費	79,834,200円																																										
水産多面的機能発揮対策事業費	75,000円																																										
水産物供給基盤機能保全事業費	40,376,000円																																										
物価高騰打破！よなごプレミアムポイント還元事業費	7,550,000円																																										

	伯耆古代の丘公園整備事業費	10,300,000円
	かわまちづくり計画推進事業費	76,423,600円
	皆生温泉海岸遊歩道滞留拠点化事業費	45,311,500円
	淀江にぎわい創造事業費	9,219,000円
	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	17,705,982円
	単県小規模急傾斜地崩壊対策事業費	68,167,373円
	道路照明灯整備事業費	274,000,000円
	道路維持補修事業費（補助）	50,700,000円
	橋りょう補修事業費	484,616,860円
	道路新設改良事業費	64,376,956円
	日本中央競馬会事業所周辺環境整備事業費	4,775,000円
	安心・安全な通学路整備事業費	115,743,565円
	市道安倍三柳線改良事業費	94,552,833円
	市道上福原東福原線改良事業費	32,939,000円
	市道外浜街道線（浜橋）改良事業費	75,320,545円
	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費	12,531,300円
	市道富益崎津3号線改良舗装事業費	76,459,518円
	側溝改修事業費	54,521,196円
	排水路新設改良事業費	40,000,000円
	米子駅北広場ウォーカブル推進事業費	264,673,986円
	米子駅周辺まちなかウォーカブル推進事業費（都市創造課）	39,762,000円
	角盤町周辺まちなかウォーカブル推進事業費（都市整備課）	152,000,000円
	米子駅周辺まちなかウォーカブル推進事業費（都市整備課）	304,734,000円
	都市公園管理事業費	71,670,000円
	県営街路事業負担金	9,211,158円
	公園施設長寿命化事業費	32,401,800円

			湊山公園リニューアル事業費	20,088,000円
			市営住宅長寿命化改善事業費	119,090,900円
			小型動力ポンプ付積載車整備更新事業費	17,160,000円
			小学校長寿命化改修事業費	352,626,000円
			小学校トイレ整備事業費	89,351,000円
			小学校施設照明LED化事業費	180,542,000円
			中学校特別教室等空調設備整備事業費	15,840,000円
			中学校施設照明LED化事業費	90,009,000円
			中学校トイレ整備事業費	68,373,000円
			美術館整備事業費	66,000,000円
			体育施設等管理運営事業費	265,958,000円
報告 3	令和 7 年度米子市事故繰越し繰越計算書について	財 政	令和 7 年度の事業費のうち、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの	
			事業名	翌年度繰越額
			地図情報土地評価システム運用事業費	27,161,200円
			ともに目指す！担い手強化支援事業費	2,335,100円
			水産物供給基盤機能保全事業費	61,756,900円
報告 4	令和 7 年度米子市水道事業会計予算繰越計算書について	上下水道局	令和 7 年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの	
			事業名	翌年度繰越額
			建設改良費の繰越し	
			建設改良事業	278,999,000円
			事故繰越し	
			建設改良事業（営業費用）	123,924,350円
			建設改良事業（建設改良費）	438,448,450円
報告 5	令和 7 年度米子市下水道事業会計予算繰越計算書について	上下水道局	令和 7 年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの	

			事業名 管渠整備事業 処理場整備事業	翌年度繰越額 2,186,149,285円 722,267,156円
報告 6	法人の経営状況について	財 政	一般財団法人米子市開発公社ほか2法人の経営状況について報告しようとするもの	

(追加予定議案)

	令和7年度米子市日吉津村中学校組合一般会計の決算認定について	こども政策	
	令和7年度米子市水道事業会計の決算認定について	上下水道局	
	令和7年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	上下水道局	
	令和7年度米子市下水道事業会計の決算認定について	上下水道局	
	令和7年度米子市下水道事業会計剰余金の処分について	上下水道局	
	令和7年度米子市水道事業会計継続費精算報告書について	上下水道局	